

質 問 回 答 書

件 名：令和3年度 物品・役務 第11号 複合機リース業務

場 所：甲良町大字横関地先(甲良東小学校)

期 間：契約締結の日 から 令和 8年 8月31日 まで

質問事項	回答
・複合機器リース業務仕様書 【支払い】 ・超過料金について ・年間の基本印刷枚数600,000枚を超えて印刷した場合には、その枚数について基本料とは別に超過従量料金を毎年度の契約最終月末毎に確定させ、翌月末に加算請求という認識でよろしいでしょうか？ 【契約期間】 ・契約期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間という認識でよろしいでしょうか？	・複合機器リース業務仕様書 【支払い】 ・超過料金について 年間の基本印刷枚数600,000枚を超えて印刷した場合には、その枚数について基本料とは別に超過従量料金を毎年度の契約最終月末毎に確定させ、翌月末に加算請求するものとします。 【契約期間】 契約期間は、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間とします。